

教職員の働き方改革の実現について

1 平成29年度までの取組状況（平成27、28年度総合教育会議テーマ）

静岡市教育委員会働き方改革プランの策定

時間管理の徹底
事務業務の軽減
学校指導体制の整備
教職員の意識改革

静岡市部活動システム構築・推進プロジェクト

【目的】
生徒にとって一層有意義な部活動とするため、適度な休養を確保し、心身のバランスのとれた成長を促すとともに、効率的・効果的な指導による部活動の質的向上をねらう。

【期待される効果】


- 部活動ガイドラインによる部活動運営の適正化
- 外部顧問（SEA含む）導入による部活動指導の質的向上
- 民間活力を活用した部活動を応援する仕組みによる部活動の活性化

校務支援システム導入・整備

【目的】
教職員が、子どもたちと向き合う時間を創出するため学校事務負担軽減と、教職員の出退勤管理を行う。

【期待される効果】

- 児童・生徒指導要録等をシステムで管理することにより、教員の事務作業が削減されることに伴い、子どもたちと向き合う時間を創出
- 出退勤をシステムで管理することにより、業務改善の基礎となる教職員の勤務時間を適切に把握



推進協力校の指定による研究

静岡市立西奈小学校、静岡市立清水第四中学校

【目的】
教員が子どもたちと向き合う時間を確保するための有効な業務改善方法について、静岡市教育委員会働き方改革プランを（H30.3）もとに、研究を行い、静岡型教職員多忙解消プログラムの推進に資する。

【期待される効果】

業務改善に向けたモデルを構築することにより、全校において働き方改革プランを効果的に実施

2 主な平成30年度取組

方向性1 校務支援システムの活用推進

- ・校務支援システムによる出退勤管理の試行（H31.1月頃の試行を予定）
- ・事務事業の削減
 - 出席簿、通信表、生徒指導要録、進路資料等の一元管理
 - インターネットによる資料検索及びデジタル教科書の活用
 - 調査・統計への回答の簡略化

平成30～32年度 静岡市教育委員会働き方改革プラン

教員の長時間労働対象者 26% (H28 総務課調査分)

教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図る

教員の長時間労働対象者 20%以下へ

時間管理の徹底

- ・校務支援システムを活用した勤務時間管理の実施
- ・日直を置かなくてもよい期間設定（静岡市一斉に毎年、8月の第3週）
- ・教職員のメンタルヘルズ対策推進

事務業務の軽減

- ・事務職員の共同実施及び支援策の実施
- ・校務支援システム活用促進
- ・放課後子ども館等の推進
- ・給食費の現金化の検討

学校指導体制の整備

- ・教育課題に対応した教員の確保・支援（小学校専科教員の拡充等）
- ・静岡市型部活動の推進（静岡市立中学校部活動ガイドライン）
- ・部活動指導員の育成（H31～）

教職員の意識改革

- ・意識改革の啓発促進（eラーニングの有効活用）
- ・業務改善に関する人事評価
- ・働き方改革に関する学校評価
- ・保護者・地域との連携推進

意識改革は「やめる」「へらす」「かえる」 勇気から

方向性2 静岡市型部活動システムの推進

- ・静岡市立中学校部活動ガイドラインの推進
- ・外部人材の活用
 - 外部顧問・・・生徒を大会等の引率・指導可
 - 外部指導員・・・主に技術指導補助
- ・静岡市部活動応援隊活動の実施
- ・地域における体育的・文化的活動の場の整理と整備



方向性3 教職員の意識改革と時間管理の徹底

- ・日直を置かなくてもよい期間の設定
 - 静岡市一斉に毎年、8月の第3週（H30～）
- ・管理職へのマネジメント研修
 - 校長・教頭研修会で実施
- ・業務改善に関する人事評価
 - 教職員の人事評価自己目標シートに「働き方改革」欄を設定（H30～）
- ・働き方改革に関する学校評価（H30～）
 - 学校評価書に「働き方改革」欄を設定

＜静岡市教育委員会働き方改革プラン＞

「市教委が定める日直を置かなくてもよい日」実施中

8月13日（月）～8月17日（金）

上記の期間、日直当番を置いておりません。

緊急時は、下記の連絡先へ「学校に連絡を取りたい旨」をお伝えください。

電話受付の可能な時刻	対応窓口	電話番号（代表）
8:30～17:15	静岡市教育委員会教職員課	054(354)2508
17:15～翌朝8:30	〇〇〇〇〇〇	054(〇〇〇)〇〇〇〇

※転出入の手続きが必要な場合は、児童生徒支援課事務係 8:30～17:15に、354-2377までご連絡ください。

静岡市立〇〇学校長

方向性4 推進協力校の指定による研究

- ・静岡市教育委員会働き方改革プランの推進
- ・負担軽減可能な業務の洗い出し（H30）
- ・改善計画の試行・実施・効果検証（H31）
- ・全校で取り組める業務改善の実施（H32～）

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応	⑤ 調査・統計等への回答等（事務職員等）	⑧ 給食時の対応（学級担任と栄養職員等との連携等）
② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が帰られた際の対応	⑥ 児童生徒の休み時間における対応（給食、地域ボランティア等）	⑨ 校務準備（補助的業務へのサポートスタッフの派遣等）
③ 学校徴収金の徴収・管理	⑦ 校内清掃（給食、地域ボランティア等）	⑩ 学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの派遣等）
④ 地域ボランティアとの連絡調整	⑧ 部活動（部活動指導員等）	⑪ 学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）

※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働推進委員や地域ボランティア等が担うべき。

（部活動の設置・運動は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わねばならない。）

学校における働き方改革に関する緊急対策【概要】（平成29年12月26日 文部科学省）